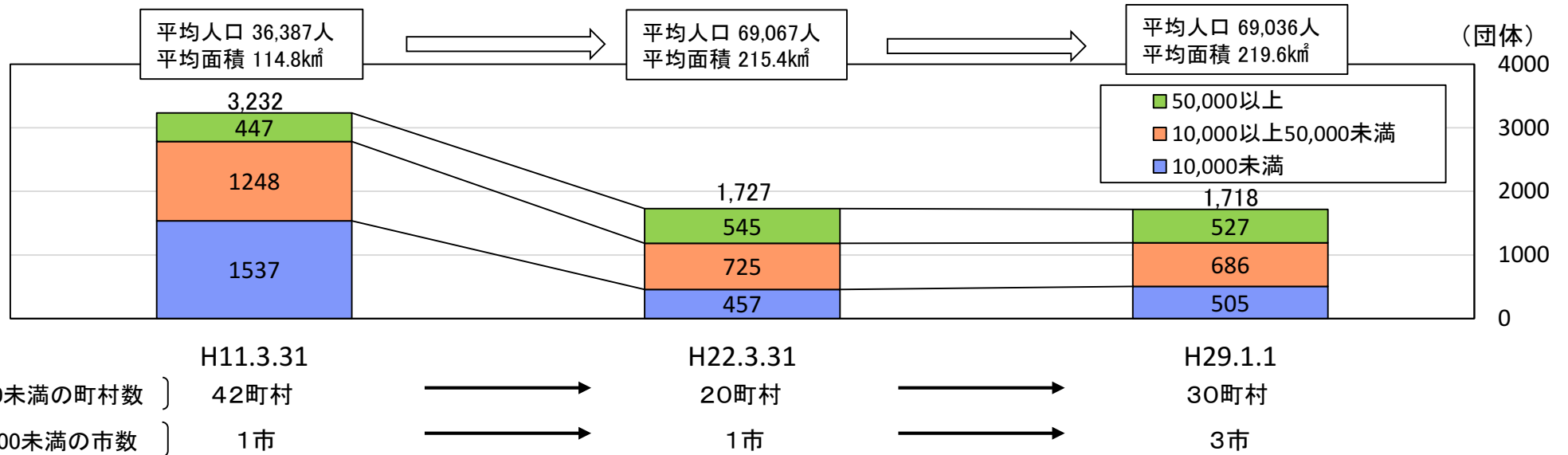


I 社会状況の変化と小規模市町村における議員のなり手不足

【市町村の変容】

- 明治・昭和・平成の三度の合併を経て、市町村の数は70,000超(市制及び町村制施行前(明治21年))から約1,700に減少し、市町村の規模も拡大
- 小規模市町村もなお存在し、近年その数は増加

(参考) 市町村の状況の変遷

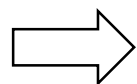


【小規模市町村における議員のなり手不足】

- 小規模になるほど議員のなり手不足が切迫する状況

(人口1,000以上10,000未満では約27%、1,000未満では約65%が無投票(平成27年統一地方選挙))

人口段階	H27統一地方選挙結果		議員定数(人)	平均年齢(歳)	女性議員割合(%)
	執行団体数	無投票当選団体数(執行団体数に占める割合)			
1,000未満	17	11 (64.71%)	7.07	62.23	2.86
1,000以上10,000未満	216	59 (27.31%)	10.43	63.59	7.56
10,000以上30,000未満	140	24 (17.14%)	14.54	62.66	10.14
30,000以上100,000未満	170	9 (5.29%)	19.64	60.57	13.17



以上のような状況を踏まえ、特に小規模市町村を対象を絞って検討

(※ 小規模市町村の範囲については、今後各方面の意見を踏まえて検討)

町村議会のあり方に関する研究会報告書の概要②

【議員のなり手不足の要因】

- 広範な事項を議決対象としており、専門性がより強く求められるとともに拘束時間が長くなっている。
- 各市町村において定数削減を進めてきた結果、元々議員定数が少ない小規模市町村ほど議員の負担感が増加している。（1町村当たりの議員定数：15.25人（平成11年）→11.45人（平成27年））
- 小規模市町村においては、時間的拘束が大きい一方、議員報酬だけでは生計を立てていけない状況にある。

	都道府県	指定都市	市	特別区	町村
平均議員報酬月額 (H28.4.1)	812,781円	792,325円	405,743円	608,387円	213,153円

- 小規模市町村においては、人口が少なく、事業所も限られていることから、兼職禁止（※1）及び請負禁止（※2）の実態的影響が大きい。

（※1）地方議会議員は、自治体職員や他の自治体の議員、国会議員などとの兼職が禁止されている。

（※2）地方議会議員は、当該自治体と経済的・営利的な取引関係に立つことなどが禁止されている。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）抄

[兼職禁止]

第92条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

[請負禁止]

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

- 平日昼間を中心とした定例会及び臨時会方式による議会運営では、兼業議員として活動しにくい。
- 勤労者が議員として活動しようとする場合、各企業等の就業規則などによって兼業が困難な場合がある。

町村議会のあり方に関する研究会報告書の概要③

II 町村総会について

【町村総会制度の沿革】

○ 町村総会の制度創設当初(明治21年市制町村制制定時)は、(1)「小町村」において、(2)「町村公民」(※)の総会を設けることができるものとされていた。

(※) 町村公民の資格要件(明治21年当時): (1) 満25歳以上の男子であること、(2) 一戸を構えていること、(3) 住民となって2年を経過していること
(4) 2年間継続してその町村内で地租を納め、又は直接国税年額2円以上を納めていること など

【町村総会の設置例】

	人口	有権者数	備考
神奈川県足柄下郡芦之湯村 (大正14年4月時点)	36人	6人 (公民数)	町村制施行時 昭和22年4月～議会制採用
東京都八丈支庁管内宇津木村 (昭和26年1月時点)	65人	38人	地方自治法施行後 昭和30年4月八丈町に編入

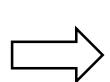
【諸外国の状況】

アメリカ(ニューイングランド地方)におけるタウンミーティングやスイスの住民総会の例では、以下のような方法により開催

- (1) 定足数を考慮しないこと。
- (2) 審議と採決を分離し、採決方法として住民投票を採用すること。
- (3) 全員ではなく、一定の住民代表から構成すること。

【現在における町村総会のあり方】

- 「公民」概念が廃止され、普通選挙制が定着した現在においては、町村総会は多数の有権者による会議体にならざるを得ない。
- 明治・昭和・平成と三度の合併を経て、選挙権を有する者が一堂に会して会議を開くことができる町村は、ほぼ観念し難い。
- 平均寿命が延び、高齢化が進展する中で、移動に支障がある有権者が増加している。
- 諸外国の類似した制度のように、「(1)定足数を考慮しないこと」「(2)審議と採決を分離し、採決方法として住民投票を採用すること」については、議事機関としての正統性に疑義がある。
「(3)全員ではなく、一定の住民代表から構成すること」については、結局選挙により議員を選出することが必要となる。
- ICTの活用による町村総会的な場の実現については、現時点では、インフラの普及状況やリテラシーの観点で課題がある。



住民が一堂に会する町村総会については、現在、実効的な開催は困難

議員のなり手不足の対策としては、いかに持続可能な議会の姿を実現するか、という観点で検討を進めることが必要

町村議会のあり方に関する研究会報告書の概要④

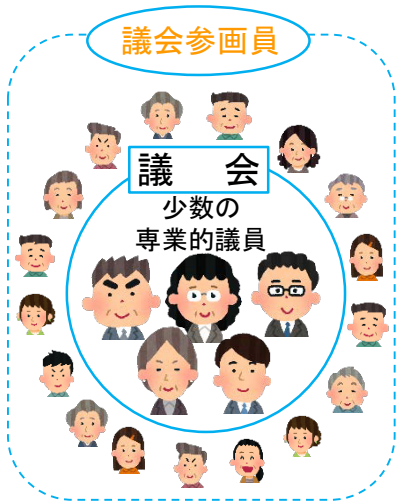
Ⅲ 持続可能な議会の実現

- 各地方議会においては、主体的な議会改革の取組を積極的に展開していくことが重要
- 一方で、現行法令の枠内では課題解決に制約があり、町村総会とは異なる制度的解決策を提示する必要

⇒ 現行議会のあり方を維持できることを前提に、「集中専門型」と「多数参画型」という新しい2つの議会のあり方を条例で自由に選択可能とする。（※ 小規模市町村においては、①現行議会 ②集中専門型 ③多数参画型 の3つの選択肢を持つこととなる）

<集中専門型>

【イメージ図】



【ポイント】

- ・ 少数の専門的議員による議会構成とし、豊富な活動を想定。生活給を保障する水準の十分な議員報酬を支給する。
- ・ 女性や若者など、多様な民意を反映させるとともに、住民が議会活動に関わる経験を得られる仕組みとして、(裁判員と同様)有権者からくじその他の作為が加わらない方法で選ばれる「議会参画員」制度(※)を設ける。
- ・ 勤労者の立候補に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 公務員は、立候補によって職を失うこととなるため、公務員が立候補により退職した場合の復職制度を設ける。

(※) 議会参画員イメージ

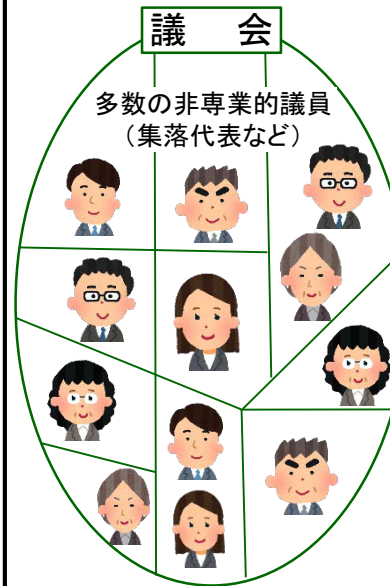
【役割】 条例、予算その他の重要な議案について議員とともに議論(議決権なし)

【費用弁償】 職務を行う日ごとに費用弁償を支給

【選任手続等】 くじその他の作為が加わらない方法で選定、一定の辞退要件などを設定

<多数参画型>

【イメージ図】



【ポイント】

- ・ 多数の非専門的議員による議会構成とし、夜間・休日を中心とする議会運営を行う。
- ・ 契約の締結などを議決事件から除外することなどによって、議員の仕事量・負担を軽減し、それに見合った副収入的水準の議員報酬を支給する。
- ・ 上記の議決事件の除外とあわせ、議員の請負禁止を緩和するとともに、他の地方公共団体の常勤の職員との兼職を可能とする。
- ・ 勤労者の立候補及び議員活動に係る休暇の取得等を理由とした使用者による不利益取扱いを禁止する。
- ・ 各市町村の集落や小学校区を単位とした選挙区を設けて選出する。

Ⅳ 具体化に向けて

- 各市町村において「集中専門型」又は「多数参画型」を選択するに際しては、十分に住民の意見を聴いた上で判断する必要
- 2つの議会像を制度上実現可能とする場合には、より拡張性のある制度設計も視野に入れつつ、今後、現場も含めた各方面の声を聞きながら、ニーズを踏まえて具体化を図ることが適当